

を

卓上型粉碎機	4,120円
振動ふるい機	360円
混合機（V型大型）	230円
容器着脱式回転混合機	660円

に、

半自動PTP包装機	3,110円
-----------	--------

を

半自動PTP包装機	3,110円
造粒乾燥連続装置	4,330円
貼付剤試作機	2,670円
圧縮特性評価装置	2,000円
卓上走査型電子顕微鏡	1,400円
真空乳化分散装置	1,080円
比表面積測定装置	600円

に改め、同表の1の(3)中

微量高速冷却遠心機	220円
-----------	------

を

微量高速冷却遠心機	220円
超遠心機	3,690円

に、「1,000円」を「2,410円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

富山県告示第112号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市頭川字鎌谷67、68・79・81から83まで・85（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字瀧ノ谷内10の1、11、字上野1984、1987から1991まで、岩坪字奥山60・氷見市小滝字明ヶ谷割63から65まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鎌谷67、68、79、81から83まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、85、字瀧ノ谷内10の1、11、字上野1984、1987から1991まで、字奥山60、字明ヶ谷割63から65まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに高岡市役所及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第113号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
中新川広域行政事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
立山舟橋都市計画及び上市都市計画下水道事業
中新川公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和63年2月24日から
令和7年3月31日まで

富山県告示第114号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立訓練（機能訓練）	令和2年3月31日	1610200220	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会	高岡市葦附1239番地27	志貴野ホーム障害者福祉センター	高岡市下麻生宇天洞5340番地

富山県告示第115号

富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則に係る告示

富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年富山県規則第58号）第2条第4号の規定により、定置漁業における魚津漁業協同組合の地先水面に係る30キログラム未満のくろまぐろの海域別の数量が、県計画で定める数量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので告示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第116号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		社会福祉法人新川老人福祉会
サービスの種類		訪問看護
事業所	名称	魚津訪問看護ステーション
	所在地	魚津市本江2236番地2
	介護保険事業所番号	1660490002
廃止の届出を受理した年月日		令和2年2月26日

事業者の名称		社会福祉法人新川老人福祉会
サービスの種類		訪問入浴介護
事業所	名称	魚津市訪問入浴介護事業所
	所在地	魚津市本江2236番地2
	介護保険事業所番号	1670400058
廃止の届出を受理した年月日		令和2年2月26日

富山県告示第117号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		社会福祉法人新川老人福祉会
サービスの種類		介護予防訪問看護
事業所	名称	魚津訪問看護ステーション
	所在地	魚津市本江2236番地2
	介護保険事業所番号	1660490002
廃止の届出を受理した年月日		令和2年2月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社富山県寝具センター 富山市田中町一丁目6番14号

5 落札金額

212,878,668円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和2年1月17日

8 令和2・3年度の長期継続契約
